

公共の用に供する道路に対する非課税について

専ら通行のために使用され、何ら制約を受けずに不特定多数の人が利用できる私道は、「公共の用に供する道路」とし、一定の要件を満たすものについては、固定資産税非課税になります。

ただし、他人に有料で貸し付けている場合や、利用料を徴している場合は、非課税の適用を受けられません。

非課税の適用を受けられる私道の例

- (1) 専ら通行のために使用されていること。
- (2) 宅地と分筆されていること。
- (3) 道路部分と敷地との境が明確に区分されており、客観的に道路と判断できる状態であること。
- (4) 他人に有料で貸し付けたり、利用料の徴収を行っていないこと。
- (5) 時間的に通行を禁止、または制限を行っていないこと（通行時間帯および通行料から判断して社会通念上通行に支障を生じないと考えられる時間帯について通行を禁止し、または制限している場合を除く。）
- (6) 通行を禁止する表示物を設けていないこと。
- (7) 門扉、さく、またはこれらに類する通行上の障害物が無いこと。
- (8) 特定人が優先的に物資収集場、車両置場、荷さばき場、物品販売場等として使用していないこと。

公共の用に供する道路の要件は以上のとおりです。詳細については、町民生活課資産評価係までお問い合わせください。